



←———— 教室の換気・子ども同士が必要以上に近づいたり、対面にならないように指導 ————→

【食物アレルギー対応】

- ・対象児童には、給食センターから配布された、給食の原材料の詳細資料を渡す
- ・新たに資料を必要とする児童がいる場合は、給食主任に連絡する
- ・対象児童は、除去する給食メニューを「もりつけ例」文書に記載、学校に提出されるので、担任が確認するとともに、教室に掲示する
- ・症状等、いつもと違う症状があった場合は、すぐに職員室へ連絡する

【その他】

- ・給食の食器は、紫外線に弱いため、屋外では使用しない
- ・おかず数が足りない場合は、職員室に予備3個が入っているので、それに対応する (3個以上足りない場合は、給食センターへ連絡)
- ・下校後、机、いす等の消毒とともに、配膳台の消毒を行う